

人事委員会年報

平成23年度

平成24年8月

 鹿児島県人事委員会

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1章 | 人事委員会の組織及び運営 | 1 |
| Ⅰ | 人事委員会 | 1 |
| 1 | 人事委員会委員 | 1 |
| 2 | 平成23年度人事委員会開催状況 | 1 |
| Ⅱ | 事務局 | 4 |
| 1 | 事務局の組織 | 4 |
| 2 | 事務分掌 | 4 |
| 第2章 | 人事委員会の業務 | 6 |
| Ⅰ | 任用 | 6 |
| 1 | 採用試験等 | 6 |
| 2 | 選考採用 | 12 |
| 3 | 昇任試験 | 13 |
| 4 | 選考昇任 | 14 |
| 5 | 簡易開示による請求 | 15 |
| Ⅱ | 給与 | 16 |
| 1 | 給与に関する報告及び勧告 | 16 |
| 2 | 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出 | 19 |
| 3 | 規則の制定・改廃 | 20 |
| Ⅲ | 審査 | 21 |
| 1 | 公平審査 | 21 |
| 2 | 苦情相談 | 21 |
| 3 | 職員団体の登録等 | 21 |
| 4 | 公平委員会事務の受託等 | 22 |
| 5 | 労働基準監督 | 22 |
| 6 | 規則改正 | 22 |

第1章 人事委員会の組織及び運営

I 人事委員会

1 人事委員会委員

(平成24年 8月 1日現在)

| 職 | 氏名 | 勤務別 | 任期 | 現(前)職 |
|-----|-------|-----|------------------------|-------------------|
| 委員長 | 上園 淳 | 常勤 | H23. 7. 17~H27. 7. 16 | 元) 県林務水産部長 |
| 委員 | 渡邊 勝三 | 非常勤 | H22. 7. 30~H26. 7. 29 | 現) 南国交通(株)代表取締役会長 |
| 委員 | 泉 健子 | 非常勤 | H23. 10. 12~H25. 7. 26 | 元) 鹿児島大学教授 |

2 平成23年度人事委員会開催状況

| 回 | 開催日 | 議題 |
|---|-------------------|---|
| 1 | 平成23年 4月26日(火) | 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 公平委員会事務の受託廃止について 3 平成23年度警察官A採用試験の受験申込状況について 4 平成23(不)第1号事案の受理について 5 平成23年職種別民間給与実態調査について |
| 2 | 5月24日(火) | 1 職員の採用選考について 2 平成22年(不)第1号事案に係る決定について 3 平成22年度苦情相談の状況について 4 平成23年(不)第1号事案の経過について 5 処分取消請求訴訟への対応について 6 平成23年度警察官A採用試験第1次試験の受験状況について |
| 3 | 6月21日(火) | 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 平成23年(不)第1号事案に係る証拠資料について 3 平成23年(不)第1号事案に係る審尋について 4 公文書開示請求に対する人事委員会審議資料の開示について 5 平成23年度県職員採用試験(上級・民間企業等職務経験者)の受験申込状況について 6 処分取消請求訴訟への対応について 7 国家公務員制度改革案(閣議決定)について |

| 回 | 開催日 | 議題 |
|----|-----------|---|
| | | 8 第54回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催及び研究テーマについて |
| 4 | 7月19日(火) | 1 委員長の選任について 2 委員長職務代理者の指定について 3 専決処分報告の件について 4 平成23年度警察官A採用試験の第1次試験合格者数について 5 平成23年度県職員採用上級試験の第1次試験合格者数について 6 平成23年度民間企業等職務経験者職員採用試験の第1次試験の受験状況について |
| 5 | 7月26日(火) | 1 平成23年度身体障害者を対象とする県職員採用選考試験実施計画について 2 鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について 3 平成23年(不)第1号事案に係る証拠資料について 4 処分取消請求訴訟への対応について |
| 6 | 8月9日(火) | 1 平成23年度警察官A(大学卒)採用試験の最終合格者の決定について 2 平成23年度民間企業等職務経験者職員採用試験の第1次試験合格者数について |
| 7 | 8月23日(火) | 1 平成23年度鹿児島県職員採用上級試験の最終合格者の決定について |
| 8 | 9月13日(火) | 1 平成23年度鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験の最終合格者の決定について 2 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 平成23年度警察官B(高校卒業程度)採用試験の受験申込状況について 4 平成23年度県職員採用試験(中級・初級)の受験申込状況について |
| 9 | 9月21日(水) | 1 平成23年度警察官B採用試験第1次試験(教養試験等)受験状況について |
| 10 | 10月19日(水) | 1 委員長職務代理者の指定について 2 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告の基本方針(案)について 3 平成23年度県職員採用試験(中級・初級)の第1次試験合格者数について 4 平成23年度身体障害者を対象とする県職員採用選考試験受験申込状況について |
| 11 | 10月24日(月) | 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)の検討について |
| 12 | 10月26日(水) | 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告について |

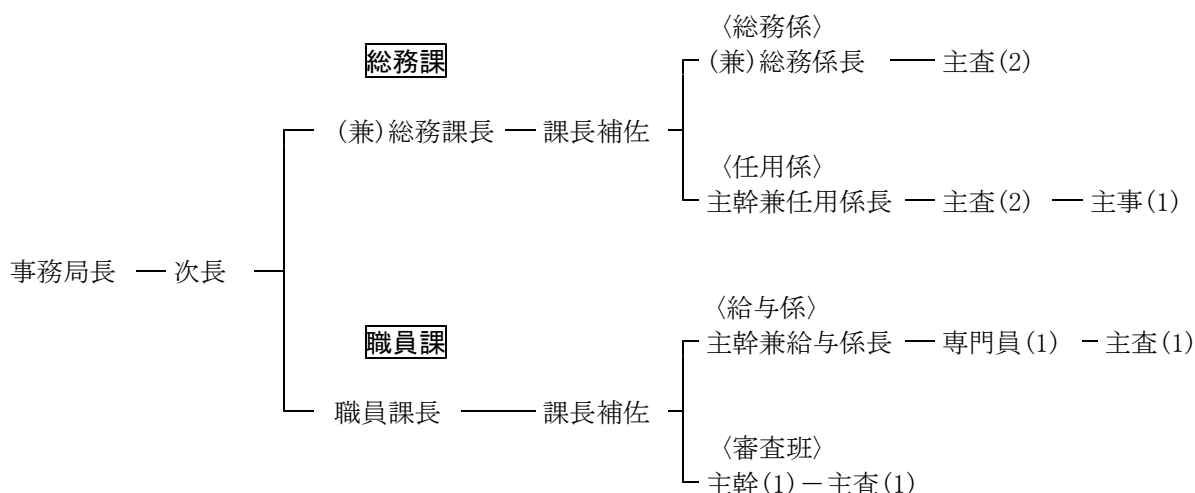
| 回 | 開催日 | 議題 |
|----|-------------------|---|
| 13 | 11月15日(火) | <ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県個人情報保護条例第11条第1項に基づく保有個人情報開示請求に対する決定について 2 平成23年度鹿児島県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定について 3 平成23年(不)第1号事案に係る決定について 4 平成23年度警察官B採用試験の第1次試験合格者数について 5 平成23年度身体障害者を対象とする県職員採用選考試験の第1次試験合格者数について 6 平成23年国・九州各県人事委員会報告・勧告の概要について |
| 14 | 11月29日(火) | <ol style="list-style-type: none"> 1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 鹿児島県個人情報保護条例第11条第1項に基づく保有個人情報開示請求に対する決定について |
| 15 | 12月8日(木) | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度警察官B(高等学校卒業程度)採用試験の最終合格者の決定について 2 処分取消請求訴訟(平成21年(行ウ)第23号)の判決について 3 平成23年(措)第1号事案の受理について |
| 16 | 12月20日(火) | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 2 民間給与の水準について |
| 17 | 平成24年 1月24日(火) | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度鹿児島県警察官採用試験実施計画について 2 職員の昇任選考について 3 平成23年(措)第1号事案の当事者主張の対立点について 4 平成23年度鹿児島県職員採用試験結果の概要について |
| 18 | 2月21日(火) | <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について |
| 19 | 3月13日(火) | <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 事務局職員の任免について |
| 20 | 3月21日(水) | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度鹿児島県職員採用試験実施計画について 2 職員の採用選考について 3 職務の級の標準的な職務の内容に関する規則の一部改正について 4 平成24年度鹿児島県人事委員会年間行事計画について 5 処分取消請求事件(控訴審)について |

※定例の委員会における「翌月の委員会開催日程協議」についての記載は省略。

II 事務局

1 事務局の組織

(平成24年4月1日現在)



2 事務分掌

総務課

総務係

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 公印の保管、使用等に関すること。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (5) 文書及び物件の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 厚生福利制度の研究及びその成果の提出に関すること。
- (8) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること
(総務係の分掌事務に係るもの)。
- (9) 他の係の所管に属しない事項に関すること。
- (10) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

任用係

- (1) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること
(任用係の分掌事務に係るもの)。
- (2) 人事行政に関する調査に関すること。
- (3) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (5) 任命方法の一般的基準の制定に関すること。
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員により離職した者の
復職条件の決定に関すること。
- (7) 競争試験及び選考に関すること。
- (8) 任用に関すること。
- (9) 条件付採用期間の延長の決定に関すること。
- (10) 職階制に関する計画の立案及び実施に関すること。
- (11) 研修及び勤務成績の評定に関する研究及びその成果の提出並びに必要な事項の勧告
に関すること。
- (12) 職員の定年等に関すること。
- (13) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

職員課

給与係

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件の研究及びその成果の関係機関への提出に関すること。
- (2) 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- (3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- (4) 給与の支払の監理に関すること。
- (5) 職務に専念する義務の特例に関すること。
- (6) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（給与係の分掌事務に係るもの）。
- (7) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

審査班

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定及び必要な措置に関すること。
- (2) 不利益な処分についての不服申立てに対する審査、決定、裁決及び必要な措置に関すること。
- (3) 職員の苦情処理に関すること。
- (4) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (5) 職員の営利企業等の従事制限に関すること。
- (6) 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しに関すること。
- (7) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証及び認証の取消しに関すること。
- (8) 勤務条件に関する労働基準監督に関すること。
- (9) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (10) 委託された公平委員会の事務の処理に関すること。
- (11) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（審査係の分掌事務に係るもの）。
- (12) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

第2章 人事委員会の業務

I 任用

1 採用試験等

平成23年度に実施した採用試験等の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 上級試験

大学卒業程度の学力を有する者を対象とする試験である。

事務職2職種（行政及び警察事務）と技術職10職種について、第1次試験を6月26日、第2次試験を7月29日～8月11日に実施し、8月24日に最終合格者を発表した。

受験者数722人、最終合格者数55人、平均競争率13.1倍という状況であった。22年度に比べ、受験者数は20人（2.8%）増加した。

職種別に見ると、事務職「行政」の受験者数は380人、「警察事務」の受験者数は116人で、平均競争率は19.1倍であった。

一方、技術職の場合、全体の平均競争率は7.8倍で、「水産」が18.0倍と最も高く、「農業土木」が1.0倍で最も低かった。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

民間企業等において、5年以上の職務経験を有する者（年齢30歳から39歳まで）を対象とする試験である。

事務職（行政）について、第1次試験を6月26日、第2次試験を9月2日に実施し、9月14日に最終合格者を発表した。

受験者数120人、最終合格者数2人、競争率60.0倍という状況であった。22年度に比べ、受験者数は21人（14.9%）減少した。

(3) 中級試験

短期大学卒業程度の学力を有する者を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び教育事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験を9月25日、第2次試験を10月13日～10月28日に実施し、11月16日に最終合格者を発表した。

受験者数553人、最終合格者数61人、競争率9.1倍であった。

職種別の競争率を見ると、「一般事務」が13.6倍、「教育事務」が8.1倍、「土木」が4.3倍であった。

(4) 初級試験

高等学校卒業程度の学力を有する者を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び警察事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験

を9月25日、第2次試験を10月13日～28日に実施し、11月16日に最終合格者を発表した。
受験者数287人、最終合格者数32人、平均競争率9.0倍という状況であった。
職種別の競争率を見ると、「一般事務」が10.4倍、「警察事務」が9.4倍、「土木」が3.6倍であった。

(5) 警察官採用試験

大学を卒業した者（卒業見込みを含む。）を対象とする「警察官A」については、男性・女性・武道の3区分について、第1次試験を5月8日、第2次試験を7月12日～21日に実施し、8月10日に最終合格者を発表した。受験者数813人、最終合格者数139人、平均競争率5.8倍という状況であった。

一方、大学を卒業した者（卒業見込みを含む。）以外を対象とする「警察官B」については、男性・女性・武道の3区分について、第1次試験を9月18日、第2次試験を11月21日～25日に実施し、12月9日に最終合格者を発表した。受験者数394人、最終合格者数63人、平均競争率6.3倍という状況であった。

また、「警察官A」、「警察官B」とともに、男性区分については、警視庁（東京都）、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府の6都府県と共同試験方式で実施した。

(6) 身体障害者を対象とする職員採用選考試験

任命権者からの依頼を受けて、平成11年度から実施している身体障害者を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務（高等学校卒業程度）について、第1次試験を11月6日、第2次試験を12月6日、7日に実施し、12月21日に最終合格者を発表した。

受験者数28人、最終合格者数3人、平均競争率9.3倍という状況であった。

平成23年度職員採用試験実施結果

(単位：人，%，倍)

| 試験区分 | | 申込者数 | 受験者数 | 受験率 | 1次合格者数 | 最終合格者数 | 競争率 | 採用者数 | |
|---------------------|-----------|--------------|--------------|-------------|--------------|------------|------------|------------|---------|
| 上級 | 行政 | 497(499) | 380(379) | 76.5(76.0) | 38(38) | 18(18) | 21.1(21.1) | 13(14) | |
| | 警察事務 | 138(131) | 116(96) | 84.1(73.3) | 19(16) | 8(7) | 14.5(13.7) | 6(6) | |
| | 心理 | 14(25) | 13(22) | 92.9(88.0) | 5(9) | 1(2) | 13.0(11.0) | 1(2) | |
| | 農業 | 32(19) | 26(14) | 81.3(73.7) | 13(5) | 3(1) | 8.7(14.0) | 3(-) | |
| | 畜産 | 14(16) | 11(12) | 78.6(75.0) | 2(4) | 1(4) | 11.0(3.0) | 1(4) | |
| | 農業土木 | 5(10) | 1(8) | 20.0(80.0) | 1(4) | 1(1) | 1.0(8.0) | 1(1) | |
| | 生活改良 | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | |
| | 林業 | 15(-) | 7(-) | 46.7(-) | 2(-) | 1(-) | 7.0(-) | 1(-) | |
| | 水産 | 25(38) | 18(31) | 72.0(81.6) | 5(9) | 1(3) | 18.0(10.3) | 1(3) | |
| | 土木 | 59(59) | 48(40) | 81.4(67.8) | 17(17) | 8(7) | 6.0(5.7) | 3(5) | |
| 級 | 建築 | 10(8) | 6(7) | 60.0(87.5) | 3(3) | 0(1) | — (7.0) | 0(1) | |
| | 化学Ⅰ | 60(57) | 50(44) | 83.3(77.2) | 14(13) | 4(3) | 12.5(14.7) | 4(3) | |
| | 化学Ⅱ | — (22) | — (16) | — (72.7) | — (5) | — (1) | — (16.0) | — (1) | |
| | 栄養士 | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | |
| | 保健師 | 53(35) | 46(33) | 86.8(94.3) | 18(16) | 9(7) | 5.1(4.7) | 9(7) | |
| 合計 | 922(919) | 722(702) | 78.3(76.4) | 137(139) | 55(55) | 13.1(12.8) | 43(47) | | |
| 民間 | 行政 | 167(197) | 120(141) | 71.9(71.6) | 5(5) | 2(2) | 60.0(70.5) | 0(2) | |
| | 合計 | 167(197) | 120(141) | 71.9(71.6) | 5(5) | 2(2) | 60.0(70.5) | 0(2) | |
| 中級 | 一般事務 | 235(288) | 177(201) | 75.3(69.8) | 26(19) | 13(10) | 13.6(20.1) | 12(8) | |
| | 教育事務 | 496(457) | 363(358) | 73.2(78.3) | 87(72) | 45(35) | 8.1(10.2) | 32(23) | |
| | 土木 | 15(-) | 13(-) | 86.7(-) | 7(-) | 3(-) | 4.3(-) | 2(-) | |
| | 保育士 | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | |
| | 学校栄養職員 | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | |
| 合計 | 746(745) | 553(559) | 74.1(75.0) | 120(91) | 61(45) | 9.1(12.4) | 46(31) | | |
| 初級 | 一般事務 | 178(198) | 156(171) | 87.6(86.4) | 32(33) | 15(15) | 10.4(11.4) | 11(10) | |
| | 警察事務 | 125(95) | 113(91) | 90.4(95.8) | 31(21) | 12(11) | 9.4(8.3) | 8(6) | |
| | 農業土木 | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | |
| | 林業 | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | |
| | 土木 | 18(-) | 18(-) | 100.0(-) | 9(-) | 5(-) | 3.6(-) | 4(-) | |
| | 建築 | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | — (-) | |
| 合計 | 321(293) | 287(262) | 89.4(89.4) | 72(54) | 32(26) | 9.0(10.1) | 23(16) | | |
| 上・民間・中・初級合計 | | 2,156(2,154) | 1,682(1,664) | 78.0(77.3) | 334(289) | 150(128) | 11.2(13.0) | 112(96) | |
| 警察官 | A区分 | 男性 | 775(732) | 701(667) | 90.5(91.1) | 238(206) | 121(109) | 5.8(6.1) | 83(70) |
| | | 女性 | 122(100) | 107(91) | 87.7(91.0) | 33(36) | 15(18) | 7.1(5.1) | 9(14) |
| | B区分 | 武道 | 5(5) | 5(5) | 100.0(100.0) | 3(2) | 3(1) | 1.7(5.0) | 3(1) |
| | | 男性 | 367(399) | 314(356) | 85.6(89.2) | 159(155) | 56(56) | 5.6(6.4) | 54(54) |
| | 合計 | 女性 | 86(73) | 78(63) | 90.7(86.3) | 22(19) | 7(9) | 11.1(7.0) | 7(8) |
| | | 武道 | 2(5) | 2(5) | 100.0(100.0) | 0(1) | 0(1) | — (5.0) | 0(1) |
| 合計 | | 1,357(1,314) | 1,207(1,187) | 88.9(90.3) | 455(419) | 202(194) | 6.0(6.1) | 156(148) | |
| 総計 | | 3,513(3,468) | 2,889(2,851) | 82.2(82.2) | 789(708) | 352(322) | 8.2(8.9) | 268(244) | |
| 身体障害者を対象とする職員採用選考試験 | | 34(23) | 28(19) | 82.4(82.6) | 13(9) | 3(2) | 9.3(9.5) | 3(2) | |

(注) ()内は、平成22年度実績

平成23年度 鹿児島県職員採用試験等実施一覧

| 試験名 | 上 級 | 民間企業等職務経験者 | 中 級 | 初 級 |
|-----------------------|---|---|---------------------------------------|-----------------------|
| 試験区分 | 行政 警察事務 心身農畜業 農林水土木 土木建築 保健学 保健師 | 行政 | 一般事務 教育事務 土木 | 一般事務 警察事務 土木 |
| 受験資格 | ①昭和57.4.2～平成2.4.1に生まれた者。ただし、保健師は昭和57.4.2～平成3.4.1に生まれた者。 ②平成2.4.2以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成24.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。保健師は免許を必要とする。 | ①昭和47.4.2～57.4.1に生まれた者 ②民間企業等における職務経験を5年以上有する者 | 昭和59.4.2～平成4.4.1に生まれた者 | 平成2.4.2～平成6.4.1に生まれた者 |
| 公告日 | 4月8日(金) | | 4月8日(金) | |
| 受付期間 | 5月10日(火) ～5月26日(木) | | 8月10日(水) ～8月26日(金) | |
| 1次試験日 [試験地] | 6月26日(日) [鹿児島市] | | 9月25日(日) [鹿児島市] | |
| 1次合格者 決定日 | 7月7日(木) | 7月28日(木) | 9月29日(木) | |
| 1次合格者 発表日 | 7月8日(金) | 7月29日(金) | 9月30日(金) | |
| 2次試験日 [試験地] | 7月29日(金) ～ 8月11日(木) [鹿児島市] | 9月2日(金) [鹿児島市] | 10月13日(木) ～ 10月28日(金) [鹿児島市] | |
| 最終合格者 決定日 (委員会) | 8月23日(火) | 9月13日(火) | 11月15日(火) | |
| 最終合格者 発表日 | 8月24日(水) | 9月14日(水) | 11月16日(水) | |

| 試験名 | 警察官 | | 身体障害者を対象とする職員採用選考試験 |
|-----------------------|--|---|---|
| 試験区分 | 警察官A(男性) 警察官A(女性) 警察官A(武道) | 警察官B(男性) 警察官B(女性) 警察官B(武道) | 一般事務 |
| 受験資格 | 昭和55.4.2～平成6.4.1に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは平成24.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者 警察官A(武道)は、上記に該当する男性で、柔道又は剣道が3段以上であることを必要とする。 | 昭和55.4.2～平成6.4.1に生まれた者で、警察官Aの受験資格に該当しない者 警察官B(武道)は、上記に該当する男性で、柔道2段(高等学校を平成24.3までに卒業見込みの者は初段)以上又は剣道2段以上であることを必要とする。 | 身体障害者手帳の交付を受けている者で、昭和56.4.2～平成6.4.1に生まれた者 自力により通勤でき、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能で、鹿児島県内に居住していることを必要とする。 |
| 公告日 | 2月22日(火) | 2月22日(火) | — |
| 受付期間 | 3月30日(水) ～4月15日(金) | 8月3日(水) ～8月19日(金) | 9月26日(月) ～10月12日(水) |
| 1次試験日 [試験地] | 5月8日(日) [鹿児島市] | 9月18日(日) [鹿児島市, 鹿屋市, 奄美市] | 11月6日(日) [鹿児島市] |
| 1次合格者 決定日 | 6月23日(木) | 11月2日(水) | 11月10日(木) |
| 1次合格者 発表日 | 6月24日(金) | 11月4日(金) | 11月11日(金) |
| 2次試験日 [試験地] | 7月12日(火) ～ 7月21日(木) [鹿児島市] | 11月21日(月) ～ 11月25日(金) [鹿児島市] | 12月6日(火) ～ 12月7日(水) [鹿児島市] |
| 最終合格者 決定日 (委員会) | 8月9日(火) | 12月8日(木) | 12月20日(火) |
| 最終合格者 発表日 | 8月10日(水) | 12月9日(金) | 12月21日(水) |

採用試験等の実施方法

| 区 分 | | 第 1 次試験 | 第 2 次試験 |
|-----------------------------|-----------------------|---|--|
| 上 級 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 専門試験 (択一式：保健師を除く) ・ P R 論文 (行政のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 (記述式：行政, 警察事務, 保健師) ・ 専門試験 (記述式：保健師を除く技術職) ・ 口述試験 ・ 適性検査 ・ 身体検査 |
| 民間経験者 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 経験論文試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口述試験 ・ 適性検査 ・ 身体検査 |
| 中 級 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 専門試験 (択一式) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 (記述式：一般事務, 教育事務) ・ 専門試験 (記述式：土木) ・ 口述試験 ・ 適性検査 ・ 身体検査 |
| 初 級 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 専門試験 (択一式：土木のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作文試験 ・ 口述試験 ・ 適性検査 ・ 身体検査 |
| 警 察 官 | 警察官 A (男性) (女性) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 論文試験 (第 2 次試験で採点) ・ 適性検査 ・ 身体・体力検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口述試験 |
| | 警察官 A (武道) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 論文試験 (第 2 次試験で採点) ・ 適性検査 ・ 身体・体力検査 ・ 実技試験 (柔道, 剣道) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口述試験 |
| | 警察官 B (男性) (女性) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 作文試験 (第 2 次試験で採点) ・ 適性検査 ・ 身体・体力検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口述試験 |
| | 警察官 B (武道) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 作文試験 (第 2 次試験で採点) ・ 適性検査 ・ 身体・体力検査 ・ 実技試験 (柔道, 剣道) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口述試験 |
| 身体障害者を 対象とする 職員採用選考試験 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (択一式) ・ 作文試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 面接試験 ・ 適性検査 ・ 身体検査 |

2 選考採用

平成23年度の選考採用の概要は、次のとおりである。

役付職64人，一般職114人の計178人で，うち人事委員会の選考にかかるもの90人，任命権者の選考にかかるもの88人（医師，看護師等）となっている。

役付職64人の内訳は，部長級1人，次長級1人，課長級12人，課長補佐級13人，係長級37人である。

平成23年度 選考採用結果

(単位：人)

| 区 分 | | 知 事 部 局 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 | 県 立 病 院 局 | 計 |
|-------------|-----------------|---------|-----------|---------|-----------|----|
| 役付職 | 部 長 級 | 1 | | | | 1 |
| | 次 長 級 | 1 | | | | 1 |
| | 課 長 級 | 6 | 1 | 5 | | 12 |
| | 課 長 補 佐 級 | 4 | 2 | 7 | | 13 |
| | 係 長 級 | 12 | 2 | 8 | 15 | 37 |
| | 小 計 | 24 | 5 | 20 | 15 | 64 |
| 一 般 職 | 医 務 技 師 | 2 | | | 13 | 15 |
| | 獣 医 務 技 師 | 8 | | | | 8 |
| | 看 護 技 師 | | | | 26 | 26 |
| | 准 看 護 技 師 | | | | 1 | 1 |
| | 助 産 技 師 | | | | 1 | 1 |
| | 衛 生 技 師 | 15 | | | 18 | 33 |
| | 薬 務 技 師 | 3 | | | | 3 |
| | 診 療 放 射 線 技 師 | | | | 1 | 1 |
| | 理 学 療 法 技 師 | | | | 2 | 2 |
| | 児 童 自 立 支 援 主 事 | 1 | | | | 1 |
| | 電 気 技 師 | 2 | | | | 2 |
| | 主 事 | 4 | 2 | | | 6 |
| | 技 術 職 員 | | | 2 | | 2 |
| | 水 産 技 師 | 1 | | | | 1 |
| | 土 木 技 師 | 1 | | | | 1 |
| 警 察 官 | | | 11 | | 11 | |
| 小 計 | 37 | 2 | 13 | 62 | 114 | |
| 合 計 | 61 | 7 | 33 | 77 | 178 | |

3 昇任試験

職員の昇任のための試験は、警察官について実施しているが、これは警部補以下の階級にある警察官を警部、警部補、巡査部長にそれぞれ昇任させるためのものであり、試験の実施と昇任候補者名簿の作成は警察本部長に委任している。

平成23年度は、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験がそれぞれ1回実施され、その試験結果は次の表のとおりである。

平成23年度 警察官昇任試験結果

| 試験区分 (昇任試験) | 第1次試験 | | 第2次試験 | | 第3次試験 | | 競争率 (倍) A/B |
|----------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|-------------------|
| | 受験者 (人) A | 合格者 (人) | 受験者 (人) | 合格者 (人) | 受験者 (人) | 合格者 (人) B | |
| 警 部 | 307 | 188 | 186 | 37 | 37 | 24 | 12.8 |
| 警 部 補 | 485 | 245 | 243 | 91 | 91 | 64 | 7.6 |
| 巡査部長 | 497 | 233 | 233 | 112 | 112 | 89 | 5.6 |

(注) 警部、警部補及び巡査部長の第1次試験受験者には、第1次試験免除者を含む。

4 選考昇任

一般職員にかかる係長（係長相当職を含む）以上の職への昇任及び警察官（警視及び警部以下の職で、人事委員会が認める者（選抜昇任及び選考昇任））にかかる昇任について、平成23年度に選考した者は686人である。

平成23年度 選考昇任結果

| 職名 | 任命権者 | 知事 (人) | 教育委員会 (人) | 警察本部長 (人) | 県立病院局 (人) | 計 (人) |
|---------|------|-----------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 部長又は部長級 | | 10 | | | | 10 |
| 次長又は次長級 | | 32 | 2 | | | 34 |
| 課長又は課長級 | | 59 | 36 | 3 | 3 | 101 |
| 補佐又は補佐級 | | 93 | 44 | 8 | 5 | 150 |
| 係長又は係長級 | | 118 | 10 | 19 | 25 | 172 |
| 小計 | | 312 | 92 | 30 | 33 | 467 |
| 警視 | | | | 10 | | 10 |
| 警部 | | | | 32 | | 32 |
| 警部補 | | | | 80 | | 80 |
| 巡査部長 | | | | 97 | | 97 |
| 小計 | | | | 219 | | 219 |
| 合計 | | 312 | 92 | 249 | 33 | 686 |

5 簡易開示による請求

人事委員会で実施する職員採用試験において、簡易な方法による個人情報の開示申出をした者の数は、第1次試験で107人、第2次試験で164人である。

平成23年度 簡易開示結果

(単位：人)

| 区 分 | 第1次試験 | | | 第2次試験 | | | 合 計 | | |
|--------------|-------|-------|------|-------|-----|------|-----|-------|------|
| | 申出者 | 対象者 | % | 申出者 | 対象者 | % | 申出者 | 対象者 | % |
| 上 級 | 32 | 585 | 5.5 | 46 | 126 | 36.5 | 78 | 711 | 11.0 |
| 中 級 | 16 | 433 | 3.7 | 31 | 115 | 27.0 | 47 | 548 | 8.6 |
| 初 級 | 9 | 215 | 4.2 | 9 | 66 | 13.6 | 18 | 281 | 6.4 |
| 上中初 級 計 | 57 | 1,233 | 4.6 | 86 | 307 | 28.0 | 143 | 1,540 | 9.3 |
| 警 察 官 A | 37 | 539 | 6.9 | 41 | 258 | 15.9 | 78 | 797 | 9.8 |
| 警 察 官 B | 4 | 213 | 1.9 | 36 | 178 | 20.2 | 40 | 391 | 10.2 |
| 警 察 官 計 | 41 | 752 | 5.5 | 77 | 436 | 17.7 | 118 | 1,188 | 9.9 |
| 民 間 経 験 者 | 7 | 115 | 6.1 | 0 | 4 | 0.0 | 7 | 119 | 5.9 |
| 競 争 試 験 計 | 105 | 2,100 | 5.0 | 163 | 747 | 21.8 | 268 | 2,847 | 9.4 |
| 身 障 選 考 | 2 | 15 | 13.3 | 1 | 11 | 9.1 | 3 | 26 | 11.5 |
| 総 計 | 107 | 2,115 | 5.1 | 164 | 758 | 21.6 | 271 | 2,873 | 9.4 |

Ⅱ 給 与

1 給与に関する報告及び勧告

本委員会は、平成23年10月27日、議長及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

《給与勧告のポイント》

月例給は引下げ改定、ボーナスは改定なし

- ① 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差（△1,232円、△0.32%）を解消するため、給料表の引下げ改定
- ② 期末手当・勤勉手当（ボーナス）は改定なし（3.95月分）

～①と②の結果、平均年間給与は2.0万円（0.32%）の減少

(1) 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所501事業所から、無作為に抽出した126事業所を対象に調査（調査完了率100.0%）

ア 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、年齢、学歴が同じ者同士で比較

| 民間給与① | 職員給与② | | 較 差 ①－② |
|----------|-------|----------|-----------------|
| | 減額措置前 | 減額措置後 | |
| 383,220円 | 減額措置前 | 384,452円 | △1,232円（△0.32%） |
| | 減額措置後 | 368,516円 | 14,704円（ 3.99%） |

(注) 1 上段は知事等の給与の特例に関する条例による給与の減額措置がないものとした場合の額等であり、下段は同条例による給与の減額措置後の額等である。

2 職員の平均年齢は44.1歳、平均経験年数は22.8年である。

イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 3.96月分（職員の支給月数 3.95月分）

(2) 給与改定

地方公務員法等の趣旨に則り、民間企業の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、以下のように取り扱うことが必要

ア 給料表

- ・ 行政職給料表については、基本的に40歳台以上を対象に50歳台に重点を置いた引下げ（平均改定率△0.32%）
 - ・ その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引下げ（医療職給料表（一）を除く）
- ※ 給与構造改革に伴う経過措置額についても、本年の給料表の改定率等を踏まえて引下げ

イ 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合とおおむね均衡しているため、改定なし（3.95月分）

ウ 改正の実施時期等

- ・ この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、12月の期末手当において減額調整（引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

エ 給与構造改革に伴う経過措置額の平成24年度以後の取扱い

平成18年度から実施された給与構造改革に伴う経過措置額については、人事院勧告に基づく国家公務員の措置、本県の実情等を勘案しながら、これを廃止する必要

オ その他の課題

職員の給与については、国における見直し等を踏まえて、適切に対応するとともに、今後とも国の動向等を注視する必要

○ 改定後の平均給与月額

行政職給料表適用職員の場合 384,452円→383,231円（△1,221円）

(3) 人事管理・公務運営の改善

ア 能力及び実績に基づく人事管理

評価の公正性や納得性の確保の観点から、評定者研修の充実や評価結果のフィードバック等を図るとともに、評価結果の更なる人事管理への活用について検討を進める必要

イ 勤務環境の整備

(7) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

- ・ 業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、職員一人ひとりが職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的に業務を遂行する姿勢を保持する必要
- ・ 管理監督職員にあっては、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要
- ・ 学校における教員の長時間労働についても、教員の勤務時間を適正に把握する体制を早期に構築する必要

(イ) 健康管理

- ・ 管理監督職員の間で必要に応じ職員の健康情報を共有しながら業務運営を適切に行う必要
- ・ 精神疾患を原因とする休職者等の円滑な職場復帰や再発防止に取り組む必要
- ・ パワー・ハラスメント等は、職務能率・職場秩序の保持の上でも妨げとなることから、職員への周知・啓発を図り、良好な職場環境の確保に努める必要

(ウ) 仕事と生活の両立支援

- ・ 人事院は、1か月以下の育児休業取得について期末手当の支給割合を減じないこととし、平成23年12月期の期末手当から実施するとしていることから、支給割合の見直しについて検討する必要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに引き続き積極的に取り組む必要

ウ 定年制度の見直し

人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当である旨の意見の申出を行ったところであり、職員の定年制度や給与制度については、国に準じていることから、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、検討を進める必要

(4) む す び

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の士気を高めるとともに、有為な人材の確保を可能にし、将来にわたって行政運営の安定を図るためにも重要

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、この勧告どおり実施されるよう要請

2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出

県議会から、職員の給与に関する次の条例案について意見を求められたのに対し、議案第79号、第94号から第98号、第52号については適当と認める旨の意見を、また、議案第80号については、依然として厳しい本県の財政状況などを勘案して提案されたものであるが、諸事情が整い次第、本来の職員の給与水準が確保されることを望む旨の意見を提出した。

| 意見提出年月日 | 議案番号 | 件名 | 概要 |
|------------|---------|--|--|
| 23. 11. 29 | 議案第 95号 | 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 | <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引下げ(医(一)を除く・40歳台以上を対象, 50歳台に重点) ・経過措置額の引下げ ・期末手当の算定に係る除算期間の変更(1か月以下の育児休業は支給割合を減じない) ・平成23年12月期の期末手当の調整 |
| | 議案第 96号 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与の減額率の緩和(期間:平成23年12月~平成24年3月) |
| | 議案第 97号 | 鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案第95号に準じた改正 |
| | 議案第 98号 | 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案第95号に準じた改正 |
| | 議案第 79号 | 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件(鹿児島県企業職員及び鹿児島県立病院事業職員に関する部分を除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に係る住居手当の廃止 |
| | 議案第 80号 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与及び管理職手当の減額(減額率の緩和・減額期間の終期を1年間延長) |
| | 議案第 94号 | 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例 |
| 24. 2. 21 | 議案第 52号 | 鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | <ul style="list-style-type: none"> ・へき地教育振興法の一部改正に伴う改正 |

3 規則の制定・改廃

次表のとおり給与関係規則の改正を行った。

| 規則番号 | 公布年月日 | 規 則 名 | 概 要 |
|------|-----------|---------------------------------|--------------------|
| 第 7号 | 23. 8. 2 | 鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 | ・ 地方公務員法の一部改正に伴う改正 |
| 第 1号 | 24. 3. 30 | 職務の級の標準的な職務の内容に関する規則の一部を改正する規則 | ・ 大口育成牧場の廃止に伴う改正 |

Ⅲ 審 査

1 公平審査

(1) 不利益処分についての不服申立ての状況

平成23年度は、新たな不服申立てはなかったが、継続していた2件の判定を行った。

平成23年度末現在における不利益処分についての不服申立ての係属状況は、次の表のとおりである。

| 区 分 | 22年度からの繰越件数 | 新規受付件数 | 23年度処理件数 | | | 23年度末継続件数 |
|-------|-------------|--------|----------|-----|-----|-----------|
| | | | 判 定 | 却 下 | 取下げ | |
| 知事部局 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 教育委員会 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 警察本部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 県関係計 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 受託団体等 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 14 | 0 | 2 | 0 | 0 | 12 |

(2) 不利益処分についての不服申立ての審査の状況

平成23年度は、書面審理を8回実施した。

(3) 勤務条件に関する措置要求

平成23年度は、新たな措置の要求が1件あり、審理を行った。

2 苦情相談

平成23年度に受け付けた苦情相談の件数は、次の表のとおりである。

(1) 任命権者別

| 区 分 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | 受託団体等 | 不明 | 計 |
|------|------|-------|------|-------|----|----|
| 相談件数 | 3 | 6 | 0 | 1 | 1 | 11 |

(2) 相談内容

| 相談内容 | 任用関係 | 給与関係 | 勤務時間・勤務関係 | 健康・安全関係 | セクハラ・パワハラ | いじめ等 | 公平審査関係 | その他 | 計 |
|------|------|------|-----------|---------|-----------|------|--------|-----|----|
| 件 数 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | 11 |

3 職員団体の登録等

平成23年度は、2団体を新規登録した。その結果、平成23年度末現在の登録職員団体は、28団体（県関係4，受託団体等関係24）である。

また、16団体から登録事項の変更の届出があり、変更登録を行った。

なお、登録職員団体は、別表1のとおりである。

4 公平委員会事務の受託等

平成23年度末現在、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体数、及び「奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第402号）」第6条の規定に基づき当委員会が処理している団体数は、次の表のとおりである。

受託等団体数

(H23. 3. 31)

| 区 分 | 団体数 | 受 託 等 団 体 数 | | | 非 受 託 等 団 体 数 | | |
|---------|-----|-------------|------------|----|---------------|-----|----|
| | | 一 般 | 政令 402号 | 計 | 独自の公 平委員会 | その他 | 計 |
| 市 | 19 | 8 | 1 | 9 | 10 | 0 | 10 |
| 町 村 | 24 | 13 | 11 | 24 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村計 | 43 | 21 | 12 | 33 | 10 | 0 | 10 |
| 一部事務組合等 | 41 | 29 | 11 | 40 | 0 | 1 | 1 |
| 合 計 | 84 | 50 | 23 | 73 | 10 | 1 | 11 |

5 労働基準監督

(1) 事業所区分

本県の機関の事業所区分については、鹿児島労働局と協議した上で、平成23年10月26日付けで改正した。

なお、本県の機関の事業所区分は、別表3のとおりである。

(2) クレーン等の検査

平成23年度は、クレーン等の落成検査等に係る申請がなされなかったため、検査を実施しなかった。

平成23年度末におけるクレーン等の設置事業所は、25か所であり、その設置状況は、別表4のとおりである。

(3) 労働基準及び労働安全衛生に関する調査の実施

当委員会が労働基準監督機関として職権を行使する205事業所の労働基準関係事務について、関係諸法令の遵守状況等を調査し、併せて指導監督するため、平成23年度は10事業所を対象に実地調査を行うとともに、11事業所を対象に書面確認調査を行った。

(4) 解雇予告除外認定

平成23年度においては、解雇予告除外認定の申請が3件あり、2件は認定し、1件は不認定とした。

| 申 請 者 | 事業の種類 | 申請年月日 | 年月日（認定／不認定） |
|-----------|----------|-------------|-----------------|
| 県警察本部長 | 官公署の事業 | 平23. 10. 25 | 平23. 10. 26（認定） |
| 県教育委員会教育長 | 教育，研究，調査 | 平24. 1. 18 | 平24. 1. 26（不認定） |
| 県教育委員会教育長 | 教育，研究，調査 | 平24. 2. 7 | 平24. 2. 9（認定） |

6 規則改正

平成23年度においては、次の規則の改正を行った。

- (1) 管理職員等の範囲を定める規則（一部改正）
- (2) 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（一部改正）

別表 1 職員団体の登録等の状況

(1) 県関係

(平成24年 3月31日現在)

| 整理番号 | 団体名 | 登録年月日 | 法人格の有無 | 整理番号 | 団体名 | 登録年月日 | 法人格の有無 |
|------|---------------|-----------|--------|------|----------------|----------|--------|
| 1 | 自治労鹿児島県職員労働組合 | 昭41.10.12 | 有 | 3 | 鹿児島県高等学校教職員組合 | 昭44.6.24 | 有 |
| 2 | 鹿児島県教職員組合 | 41.10.12 | 有 | 4 | 鹿児島県立短期大学教職員組合 | 47.5.2 | 無 |

(2) 受託等関係

(平成24年 3月31日現在)

| 整理番号 | 団体名 | 登録年月日 | 法人格の有無 | 整理番号 | 団体名 | 登録年月日 | 法人格の有無 |
|------|-------------|----------|--------|------|------------------------------|----------|--------|
| 1 | 中種子町役場職員組合 | 昭42.1.30 | 有 | 13 | 全日本自治団体労働組合 いちき串木野市職員労働組合 | 18.2.10 | 無 |
| 2 | 南種子町職員労働組合 | 42.1.30 | 無 | 14 | 南さつま市職員労働組合 | 18.2.10 | 有 |
| 3 | 天城町職員労働組合 | 45.10.1 | 無 | 15 | 志布志市職員労働組合 | 18.3.28 | 無 |
| 4 | 徳之島町職員組合 | 47.2.5 | 有 | 16 | 指宿市職員労働組合 | 18.11.16 | 無 |
| 5 | 知名町職員組合 | 47.3.7 | 無 | 17 | 全日本自治団体労働組合 奄美市職員労働組合 | 19.10.30 | 無 |
| 6 | 喜界町職員労働組合 | 48.2.16 | 無 | 18 | 出水市職員労働組合 | 19.12.12 | 無 |
| 7 | 龍郷町職員組合 | 50.10.24 | 有 | 19 | 全日本自治団体労働組合 屋久島町職員労働組合 | 20.4.10 | 無 |
| 8 | 大崎町職員組合 | 51.3.8 | 無 | 20 | 南九州市役所職員組合 | 20.11.25 | 無 |
| 9 | 垂水市役所職員労働組合 | 53.12.25 | 有 | 21 | 南九州市職員労働組合 | 21.1.27 | 無 |
| 10 | 十島村職員組合 | 59.9.17 | 無 | 22 | 全日本自治団体労働組合 肝付町職員組合 | 22.2.16 | 無 |
| 11 | 大和村職員労働組合 | 63.4.6 | 無 | 23 | 始良市職員労働組合 | 22.7.5 | 無 |
| 12 | 湧水町職員労働組合 | 平17.9.22 | 無 | | | | |

別表2 受託団体の名称及び受託年月日

(1) 受託市町村

(平成24年3月31日現在)

| 番号 | 市町村名 | 受託年月日 | 番号 | 市町村名 | 受託年月日 | 番号 | 市町村名 | 受託年月日 | | | |
|-------------------------|-------|-------------|----|------|-------------|----|------|------------|--|--|--|
| 市 | | | 町 | | | 村 | | | | | |
| 1 | 垂水 | S40. 4. 1 | 1 | 南種子 | S28. 4. 1 | 1 | 三島 | S28. 6. 1 | | | |
| 2 | 曾於 | H17. 7. 15 | 2 | 大崎 | S34. 12. 25 | 2 | 十島 | S37. 6. 15 | | | |
| 3 | いちき串野 | H17. 10. 25 | 3 | 東串良 | S41. 1. 1 | | | | | | |
| 4 | 南さつま | H17. 11. 22 | 4 | 中種子 | S41. 1. 1 | | | | | | |
| 5 | 指宿 | H18. 1. 20 | 5 | さつま | S17. 4. 1 | | | | | | |
| 6 | 志布志 | H18. 1. 20 | 6 | 湧水 | H17. 4. 1 | | | | | | |
| 7 | 南九州 | H19. 12. 28 | 7 | 錦江 | H17. 4. 1 | | | | | | |
| 8 | 始良 | H23. 4. 30 | 8 | 南大隅 | H17. 4. 11 | | | | | | |
| | | | 9 | 肝付 | H17. 7. 15 | | | | | | |
| | | | 10 | 長島 | H18. 4. 1 | | | | | | |
| | | | 11 | 屋久島 | H19. 10. 26 | | | | | | |
| 受託市町村 21市町村 (8市 11町 2村) | | | | | | | | | | | |

(参考) 公平委員会設置市：鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，伊佐市，日置市，出水市（合計10市）

(2) 公平事務受託一部事務組合等

(平成24年3月31現在)

| 番号 | 一部事務組合名 | 事務受託年月日 | 番号 | 一部事務組合名 | 事務受託年月日 |
|----|-------------------|-----------|----|------------------|---------|
| 1 | 鹿児島県市町村総合事務組合 | 昭37.10.15 | 16 | 伊佐北始良火葬場管理組合 | 54.4.1 |
| 2 | いちき串木野市・日置市衛生処理組合 | 41.1.1 | 17 | 曾於北部衛生処理組合 | 56.4.1 |
| 3 | 南薩地区衛生管理組合 | 43.1.1 | 18 | 北薩広域行政事務組合 | 59.4.1 |
| 4 | 指宿地区消防組合 | 47.7.17 | 19 | 曾於地域公設地方卸売市場管理組合 | 59.4.1 |
| 5 | 阿久根地区消防組合 | 49.8.1 | 20 | 曾於南部厚生事務組合 | 61.4.1 |
| 6 | 伊佐湧水消防組合 | 50.4.1 | 21 | 熊毛地区消防組合 | 5.4.1 |
| 7 | 南薩地区消防組合 | 50.4.1 | 22 | 南薩介護保険事務組合 | 11.8.1 |
| 8 | 肝属東部衛生処理組合 | 50.4.1 | 23 | 始良・伊佐地区介護保険組合 | 11.11.1 |
| 9 | 大隅曾於地区消防組合 | 53.4.1 | 24 | 曾於地区介護保険組合 | 11.11.1 |
| 10 | 指宿広域市町村圏組合 | 53.4.1 | 25 | 種子島地区広域事務組合 | 11.11.1 |
| 11 | 大隅肝属地区消防組合 | 53.4.1 | 26 | 大隅肝属広域事務組合 | 12.11.1 |
| 12 | 南大隅衛生管理組合 | 54.4.1 | 27 | 公立種子島病院組合 | 13.11.1 |
| 13 | 中南衛生管理組合 | 54.4.1 | 28 | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 | 19.11.1 |
| 14 | 大口地方卸売市場管理組合 | 54.4.1 | 29 | 種子島産婦人科医院組合 | 21.11.1 |
| 15 | 伊佐北始良環境管理組合 | 54.4.1 | | | |

(3) 政令402号関係団体

1 市町村（12市町村：1市 9町 2村）

（平成24年3月31現在）

| 番号 | 市町村名 | 番号 | 市町村名 |
|----|------|----|------|
| 1 | 奄美市 | 7 | 徳之島町 |
| 2 | 大和村 | 8 | 天城町 |
| 3 | 宇検村 | 9 | 伊仙町 |
| 4 | 瀬戸内町 | 10 | 和泊町 |
| 5 | 龍郷町 | 11 | 知名町 |
| 6 | 喜界町 | 12 | 与論町 |

2 一部事務組合等（11組合）

（平成24年3月31現在）

| 番号 | 一部事務組合 | 設立年月日 |
|----|------------------|------------|
| 1 | 奄美自治会館管理組合 | S 35. 4. 6 |
| 2 | 大島地区衛生組合 | 48. 8. 17 |
| 3 | 沖永良部衛生管理組合 | 51. 4. 1 |
| 4 | 沖永良部与論地区広域事務組合 | 58. 2. 3 |
| 5 | 徳之島地区消防組合 | 59. 4. 1 |
| 6 | 大島地区消防組合 | H元. 4. 1 |
| 7 | 奄美群島広域事務組合 | 3. 7. 1 |
| 8 | 大島農業共済事務組合 | 11. 2. 8 |
| 9 | 徳之島地区介護保険組合 | 11. 6. 1 |
| 10 | 奄美大島地区介護保険一部事務組合 | 11. 6. 1 |
| 11 | 徳之島愛ランド広域連合 | 13. 3. 8 |

別表3 労働基準法による事業所区分

(1) 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所 (平成23年10月26日改正)

| 労働基準法による事業所区分 | 事業内容 | 事業所 | |
|------------------------|------------|------------------|---|
| | | 部局名 | 事業所名 |
| 別表第1第12号 | 教育, 研究, 調査 | 知事部局 総務部 | 短期大学 歴史資料センター黎明館 |
| | | 環境林務部 商工労働水産部 | 環境保健センター 森林技術総合センター 工業技術センター 高等技術専門学校(4) 障害者職業能力開発校 水産技術開発センター |
| | | 農政部 | 農業開発総合センター 農業開発総合センター支場(4) 農業開発総合センター茶業部 農業開発総合センター茶業部大隅分場 農業開発総合センター果樹部 農業開発総合センター果樹部北薩分場 農業開発総合センター畜産試験場 バイオテクノロジー研究所 フラワーセンター 肉用牛改良研究所 |
| | | 危機管理局 | 消防学校 環境放射線監視センター 26 |
| | | 教育委員会 事務局 | 県立学校(83) 総合教育センター 図書館 奄美図書館 青少年研修センター 霧島自然ふれあいセンター 少年自然の家(2) 博物館 埋蔵文化財センター 92 |
| | | 公安委員会 警察本部 | 警察学校 1 |
| 官公署の事業(別表第1に掲げる事業を除く。) | 同左 | 知事部局 総務部 | 本庁 東京事務所 消費生活センター かがしま県民交流センター |
| | | 保健福祉部 | 女性相談センター 知的障害者更生相談所(2) |
| | | 商工労働水産部 農政部 | 大阪事務所 福岡事務所 かがしま遊楽館 計量検定所 病虫害防除所 家畜保健衛生所(6) 家畜保健衛生所支所(3) |
| | | 危機管理局 地域振興局 | 防災航空センター 地域振興局(保健福祉環境部(支所を除く。), 北薩地域振興局建設部甑島支所, 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課, 北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在, 始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在, 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在及び曾於畑地かんがい農業推進センターを除く。)(5) 北薩地域振興局建設部甑島支所 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課 北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在 始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 曾於畑地かんがい農業推進センター |
| | | 支庁 | 支庁(保健福祉環境部を除く。)(2) 熊毛支庁屋久島事務所(保健福祉環境課を除く。) 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁喜界事務所 大島支庁徳之島事務所(保健衛生環境課を除く。) 大島支庁沖永良部事務所 大島消費生活相談所 41 |

| 労働基準法による事業所区分 | 事業内容 | 事業所 | |
|------------------------|------|-----------|---|
| | | 部局名 | 事業所名 |
| 官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。） | 同左 | 教育委員会事務局 | 本庁 教育事務所（7） 総合体育センター 9 |
| | | 公安委員会警察本部 | 警察本部 警察署（28） 29 |
| | | その他各種委員会 | 議事事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 7 |
| 計 | | 205事業所 | |

（注） 企業職員及び単純労務職員は、労働局及び労働基準監督署の所管である。

（2） 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

| 労働基準法による事業所区分 | 事業内容 | 事業所 | |
|---------------|-------|-----------|--|
| | | 部局名 | 事業所名 |
| 別表第1第1号 | 水道 | 工業用水道部 | 工業用水課 1 |
| 別表第1第7号 | 飼育，畜産 | 知事部局農政部支庁 | 大口育成牧場 大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係 2 |
| 別表第1第13号 | 保健衛生 | 知事部局保健福祉部 | 保健所（13） 精神保健福祉センター ハートピアかごしま 若駒学園 こども総合療育センター 難病相談・支援センター 中央児童相談所 大隅児童相談所 大島児童相談所 食肉衛生検査所（7） |
| | | 地域振興局 | 保健福祉環境部（支所を除く。）（5） 保健福祉環境部支所（4） 保健福祉環境部（2） |
| | | 支庁 | 熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課 40 |
| | | 県立病院局 | 県立病院課 病院（4） 県民健康プラザ鹿屋医療センター 6 |
| | | 教育委員会事務局 | 聾学校寄宿舎 盲学校寄宿舎 養護学校寄宿舎（2） 4 |
| 計 | | 54事業所 | |

別表4 ボイラー等の設置状況

(H24. 3. 31現在)

(単位：基)

| 事業所名 | ボイラー | 第一種圧力容器 | クレーン | ゴンドラ | 計 |
|-----------------------|------|---------|------|------|-------|
| 水産技術開発センター | | 1 | | | 1 |
| 工業技術センター | | 5 | | | 5 |
| 歴史資料センター黎明館 | 2 | | | | 2 |
| 鹿児島水産高等学校 | 1 | 2 | | | 3 |
| 薩摩中央高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 徳之島高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 有明高等学校 | 1(1) | | | | 1(1) |
| 川内商工高等学校 | 1 | | | | 1 |
| 鹿屋農業高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 穎娃高等学校 | 1(1) | 1(1) | | | 2(2) |
| 加治木工業高等学校 | 2(1) | | | | 2(1) |
| 伊佐農林高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 鹿屋工業高等学校 | 1 | | | | 1 |
| 市来農芸高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 鶴翔高等学校 | | 2 | | | 2 |
| 種子島高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 末吉高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 本庁行政庁舎 | | | | 5(1) | 5(1) |
| 山川高等学校 | | 1 | | | 1 |
| 加世田常潤高等学校 | | 2 | | | 2 |
| 県民交流センター | | | 1(1) | 1 | 2(1) |
| 農業開発総合センター | | 4(1) | | | 4(1) |
| 鹿児島地域振興局建設部河川港湾課 | | | 2(1) | | 2(1) |
| 北薩地域振興局建設部 | | | 1 | | 1 |
| 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 | | | 4 | | 4 |
| 計 25事業所 | 9(3) | 25(2) | 8(2) | 6(1) | 48(8) |

(注) () は、休止基数で内書

人事委員会年報（平成23年度）

平成24年8月 発行

編 集

鹿児島県人事委員会事務局
鹿児島市鴨池新町10番1号
電話（代表）099-286-2111